

# 除去土壌等の保管及び減容・濃縮、生活圏からの隔離等の対策について

平成27年12月24日

南相馬市復興企画部 除染対策課  
農地除染課

## 1. 除去土壌等の水害対策

これまで、本市では、大雨等により除去土壌等が流出することは無かったものの、今後、河川の氾濫等の更なる水害による除去土壌等の流出を防止する必要があることから、9月の大雨以降、仮置場及び一時集積所内の格納場所以外に一時置きした除去土壌等を場内の格納場所への格納を進めております。

次に、今回浸水があった仮置場・一時集積所の水の採取を行っておらず、結果として、除去土壌等からの放射性物質の漏れ出し等を確認することができなかったことから、今後、仮置場等に浸水があった場合は、作業員の安全を確保しながら、可能な限り水の採取を行い、放射性物質濃度を測定することとします。

## 2. 除去土壌等の減容・濃縮、生活圏からの隔離等

市では、除染により発生する膨大な量の除去土壌等を、中間貯蔵施設に運び込むまでの間安全に保管するため、主に農地を借用して仮置場を整備しています。

現在、国による中間貯蔵施設整備が進んでいないことから、福島第一原子力発電所事故から4年以上経過した今も仮置場を撤去できておらず、また撤去の目途も立っていません。

このことから、市では、少しでも早く生活圏から仮置場を撤去するため、低線量の除去土壌等の再利用を可能とすべく、これまで、環境省に除去土壌等の再利用の基準を示すよう求めてきました。今後も、継続して求めるとともに、併せて国の動向を確認しながら、除去土壌等の減容・濃縮、生活圏からの隔離等の実施について研究してまいります。